付録-２　詳細点検調書記入要領
及び部材番号定義基準

目　次

１．点検調書の記入要領……1
１）点検調書(その１）　横断歩道橋の諸元と総合検査結果……1
２）歩道橋保全更新計画策定シート（②歩道橋の概要 ③損傷概要図）……2
３）点検調書（その２）　径間別一般図……3
４）点検調書（その３）　現地状況写真……4
５）点検調書（その４）　要素番号図及び部材番号図……5
６）点検調書（その５）　損傷図……11
７）点検調書（その６）　損傷写真……13
８）点検調書（その７）　損傷程度の評価記入表（主要部材）……15
９）点検調書（その８）　損傷程度の評価記入表
（点検調書（その７）に記載以外の部材）……15
10）点検調書（その９）対策区分判定結果（主要部材）……16
11）点検調書（その 10）対策区分判定結果
（点検調書（その９）に記載以外の部材）……16
12）Ｅ判定会議調書……17
13）Ｅ判定一覧……18
14）点検調書（その 11）技術的な評価及び特定事象の有無の評価……19
15）歩道橋データベース……20

２．各部材の名称と記号……21
３．部材記号の定義……23

１　点検調書の記入要領

点検調書の記入要領を以下に示す。

詳細点検実施時に入力が必要なシートは「点検調書（その1）」「歩道橋保全更新計画策定シート」「点検調書（その2）～（その11）」「E判定会議調書」「E判定一覧」である。

また、点検の中で諸元などの変更が確認された場合は、監督職員と協議し、別途、本市より貸与する「データベース」の修正提案を行うこと。また、「歩道橋保全更新計画策定シート」については、監督職員から策定方法についての指示を受けた上で作成すること。

（1）「点検調書（その１）」の記入要領および点検結果の概要報告

本調書では、対象歩道橋の諸元等の情報を、別途本市より貸与する「データベース」から整理する。

また、詳細点検結果の総合所見等を「総合所見結果」に記入し、歩道橋単位での健全度を評価する。さらに、今回の点検を受けて、近接点検が不可能であった箇所や点検自体が不可能であった箇所、点検方法を変更する必要がある箇所など、次回点検に対する提言を整理する。

歩道橋諸元、点検結果の総合的評価など、
点検業務概要を記入

点検調書（その1）　横断歩道橋の諸元と総合検査結果

緯度	34° 40′ 28″	横断歩道橋ID	34.67444,135.49333
経度	135° 29′ 36″		

フリガナ 名　称	ﾎﾘｴﾎﾄﾞｳｷｮｳ 堀江歩道橋		路 線 名	府道大阪伊丹線		管　轄	大阪市	管理番号	歩-西-6
所 在 地	自	西区北堀江2丁目	距 離 標	自	―		市岡工営所	調書更新年月日	2024年3月7日
	至	西区北堀江1丁目		至	―			最新点検年月日	2024年1月16日

供用開始日	1969年　3月	橋長	36.60	活荷重・等級	― 等橋				適用示方書		1965年横断歩道橋設計指針							交通条件	調査年月	2020年6月
上部構造形式	I型下路式			幅員	全　幅　員	1.90	地覆幅	歩道幅	車道幅・車線		車道幅・車線		歩道幅	地覆幅	中央帯	中央分離帯			歩道橋利用者数	181 人
					有 効 幅 員	1.50	0.20	1.50	―	―	―	―	―	0.20	―	―				昼間12時間
下部構造形式	円形支柱			備考																
基礎形式	直接基礎																			

総合検査結果

健全度 （横断歩道橋単位）	Ⅱ

・予防保全段階
・横断歩道橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。

〔橋梁概況〕本橋は、1969年3月に供用が開始された単純I型下路式の横断歩道橋である。1993年3月に塗装塗り替えが実施されている。

〔主な損傷状況〕

〈上部工主要部材〉
主桁：腐食(大小)-d、その他(衝突跡)-e
横桁：腐食(大小)-d
床版：腐食(小小)-b
添接板：腐食(小小)-b

〈下部工主要部材〉
橋台：ひび割れ・漏水・遊離石灰-c、剥離・鉄筋露出(うき)-c

〈その他部材〉
蹴上げ：腐食(大小)-d、踏み板：その他(ノンスリップゴムの欠損)-e、上部構造との接合部：腐食(大小)-d、その他(遊離石灰)-e、支承本体：腐食(大小)-d、ゆるみ・脱落-e、
落橋防止システム：腐食（防食機能の劣化）-c、高欄：腐食(小小)-b、目隠し板：その他(落書き)-e、裾隠し板：ゆるみ・脱落-c、排水受け：腐食(大小)-d、その他（排水桝の土砂詰まり）-e
排水管：腐食（防食機能の劣化）-c

点検の結果、総合的な所見を記入
歩道橋全体としての健全度を評価
また、今後の維持管理上の留意点等を記入

（2）「歩道橋保全更新計画策定シート」の記入要領

①歩道橋の概要

基本諸元の記載内容を確認

●歩道橋保全更新計画策定シート

①歩道橋の概要

1．基本諸元

橋名	柴島歩道橋	建設年	1968 年 (49年経過)	行政区	東淀川	工営所	十三工営所	橋長(m)	25.70	有効幅員(m)	1.50	面積(m²)	38.55	施設管理No.	東淀川5
路線種別	府道	路線名	府道大阪高槻京都線	緊急交通路指定			交通量	34,066 台	大型車交通量	15.3 %	適用示方書	1965年横断歩道橋設計指針			
構造形式	上部： I型下路式		下部： 円形支柱		基礎：										

2．一般図・写真

○一般図

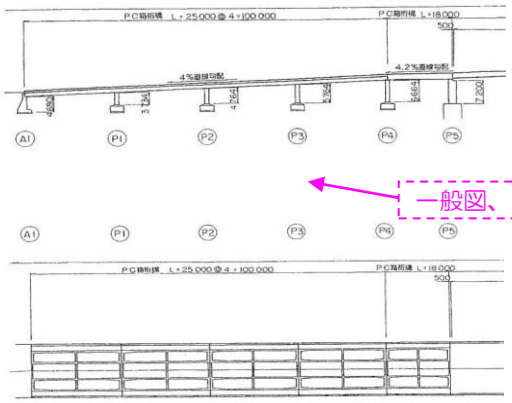

○全景写真

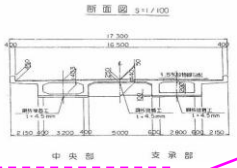

一般図、現地写真を添付

②損傷概要図（損傷区分が「ｃ」，「ｄ」，「ｅ」で対策が必要であると考えられる損傷）

②損傷概要図（損傷区分がｃ，ｄ，ｅで対策が必要であると考えられる損傷）

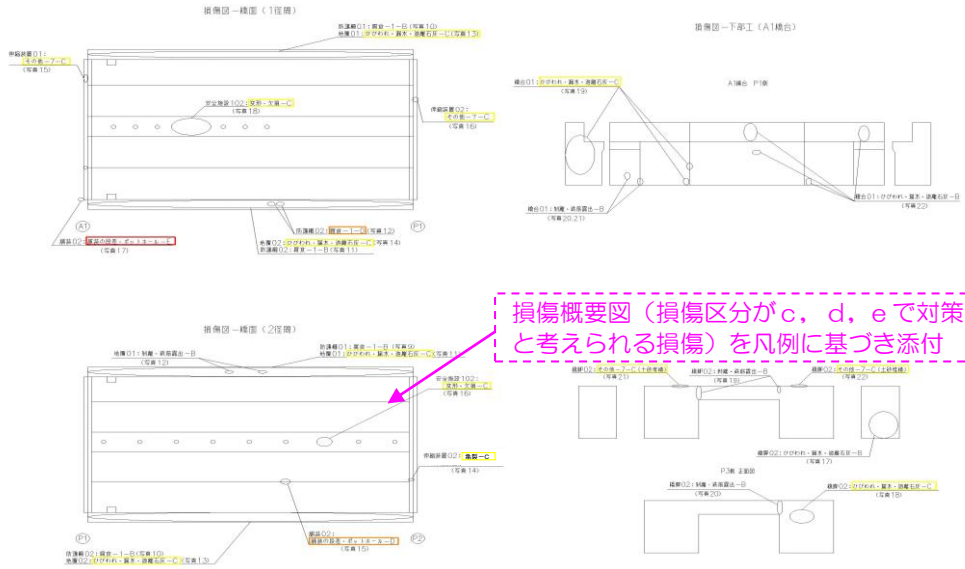

損傷概要図（損傷区分がｃ，ｄ，ｅで対策が必要であると考えられる損傷）を凡例に基づき添付

※損傷区分に右のような着色を行うこと。

e	d	c	b	a

大 ← 損傷 → 小

（3）「点検調書（その２）径間別一般図」の記入要領

本調書では、歩道橋の各径間別の一般図を貼付し、以降のシートでまとめる損傷評価の単位となる径間ごとの一般図を整理する。

本調書への記入要領は以下のとおりである。

(1) 本市より貸与するデータベースを参照して、歩道橋の基本情報を記入する。

(2) 全体図には、歩道橋の平面図を採用し、対象となる径間に、赤枠で囲む。

(3) 径間数に合わせて、シートは増減させること。

径間番号を記入

歩道橋の諸元は、前述のシートより引用

点検調書（その２）　径間別一般図	径 間 番 号	1

緯度	34° 43′ 47″	横断歩道橋ID	34.7297222 ,135.515556
経度	135° 30′ 56″		

フリガナ 名　称	ｸﾆｼﾞﾏｼﾎﾄﾞｳｷｮｳ 柴島歩道橋		路 線 名	府道大阪高槻京都線		管　轄	大阪市	管理番号	東淀川5
所 在 地	自	東淀川区柴島3丁目	距 離 標	自	－		十三工営所	調書更新年月日	2017年1月19日
	至	東淀川区柴島3丁目		至	－				

全体図	全体図と各径間ごとの一般図を貼付する
一般図	

（4）「点検調書（その３）　現地状況写真」の記入要領

本調書では、歩道橋現況を示す資料として、歩道橋の正面、側面、路面、桁下等の状況写真や地覆や高欄・防護柵、伸縮装置、照明施設、塗暦表、橋名板、完成年月板、重要部材（図4.１参照）などの各施設の写真を記録する。（伸縮装置は、タイプを確認できるように全て写真をとること）

また点検実施状況や、交通規制を行った際にはその状況写真を併せて記録すること。

点検時に支承まわりや桁などに土砂などが堆積していることを確認した場合には、土砂などが点検作業の妨げとなるため必ず撤去して点検を行うこととしているが、土砂撤去前と撤去後の写真を記録すること。

現地状況写真シートの記入要領は、以下のとおりとする。

- 下記の項目以外は、橋梁管理システムのデータなどを活用すること。
- 「写真番号」：写真と対応した番号（１から順に記入。写真は横方向に順に貼付。）
- 「径間番号」：写真に対応した径間番号
- 「部材名」　：主桁、床版などの部材名（付表-1「各部材の名称と記号」参照）
- 「撮影年月日」：写真の撮影年月日
- 「メ　　モ」　：写真内容の補足説明

なお、貼付した写真には起点・終点の方向を記入する。

点検調書（その３）　現地状況写真	径間番号	1

緯度	34° 43′ 47″	横断歩道橋ID	34.7297222 ,135.515556
経度	135° 30′ 56″		

フリガナ 名称	ｸﾆｼﾞﾏﾄﾞｳｷｮｳ 柴島歩道橋	路線名	府道大阪高槻京都線	管轄	大阪市	管理番号	東淀川5
所在地	自　東淀川区柴島3丁目	距離標	自　－		十三工営所	調書更新年月日	2017年1月19日
	至　東淀川区柴島3丁目		至　－				

現地状況写真

写真番号	1	撮影年月日	2016/10/16	写真番号	2	撮影年月日	2016/10/16
径間番号	1	メ　モ		径間番号	1	メ　モ	
写真説明	路面	全景写真		写真説明	側面	全景写真	

写真番号	3	撮影年月日	2016/10/16	写真番号	4	撮影年月日	2016/10/16
径間番号	1	メ　モ		径間番号	1	メ　モ	
写真説明	桁下面	全景写真		写真説明	P1橋脚	全景写真	

(5)「点検調書（その４）要素番号図及び部材番号図」の記入要領

本調書では、歩道橋単位で要素番号図および部材番号図を図示する。

調書の記入要領は、以下のとおりとする。

(1)本調書の記入については次頁以降の「【参考】各部材の名称と記号および部材番号の定義」を参照すること。

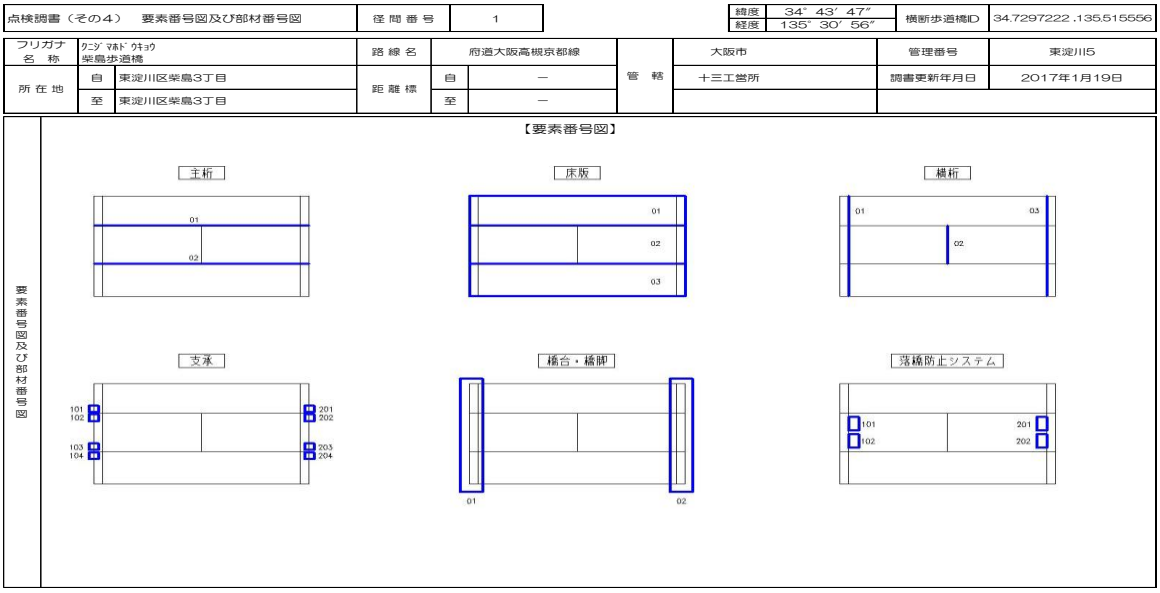

点検調書（その４） 要素番号図及び部材番号図	径間番号	1	緯度 34° 43′ 47″ 経度 135° 30′ 56″	横断歩道橋ID	34.7297222 ,135.515556
フリガナ 名称	ｸﾆｼﾞﾏﾊﾄﾞｳｷｮｳ 柴島歩道橋	路線名	府道大阪高槻京都線	管轄	大阪市
所在地 自	東淀川区柴島3丁目	距離標 自	―	十三工営所	管理番号 東淀川5
所在地 至	東淀川区柴島3丁目	距離標 至	―		調書更新年月日 2017年1月19日

【参考】各部材の名称と記号および部材番号の定義

「部材番号」は、各径間について損傷の程度の評価を行う部位・部材ごとの最小評価単位の番号である。

部材番号は、各部材・部位ごとに２桁（支承等、一部の部材・部位は３桁）の番号をつける。

番号は図の左側（＝起点側）から右側（＝終点側）へ、もしくは上側から下側へ向けて順に増加するようにつける。

なお、部材番号は損傷の経年変化を把握するために、初期入力されたものを変更してはならない。

歩道橋の拡幅、補強等によって、部材の追加、変更が生じた場合は、既存の部材番号を変更は行わず、新規の番号を追加するものとする。

各部材の名称と記号および、部材番号の定義については、本項「2．各部材の名称と記号」「３．部材記号の定義」を参照すること。また前記について、特殊形式の橋梁等で該当する名称や記号がない場合は、「橋梁点検要領 平成 31 年３月 国土交通省 道路局 国道・技術課」及び「橋梁点検要領 令和 6 年 7 月 国土交通省 道路局 国道・技術課」を適宜参照すること。

なお、特殊橋梁等に該当するかの判定は監督職員と協議のうえ行うものとする。

「部材番号」は、各径間について損傷の程度の評価を行う部位・部材ごとの最小評価単位の番号である。

部材番号は、各部材・部位ごとに２桁（支承等、一部の部材・部位は３桁）の番号をつけるものである。

番号は図の左側（＝起点側）から右側（＝終点側）へ、もしくは上側から下側へ向けて順に増加するようにつける。

なお、部材番号は損傷の経年変化を把握するために、初期入力されたものを変更してはならない。

歩道橋の拡幅、補強等によって、部材の追加、変更が生じた場合は、既存の部材番号を変更は行わず、新規の番号を追加するものとする。

部材番号の具体的なつけ方を以下に示す。

【主桁】

主桁１本を最小評価単位とする。

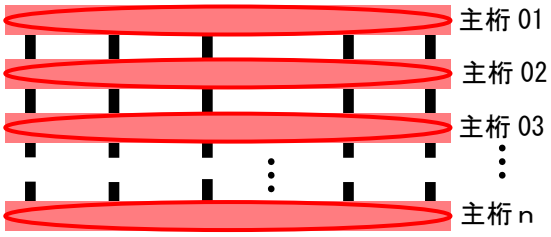

【横桁、対傾構】

外桁相互に至る部材１本を最小評価単位とする。

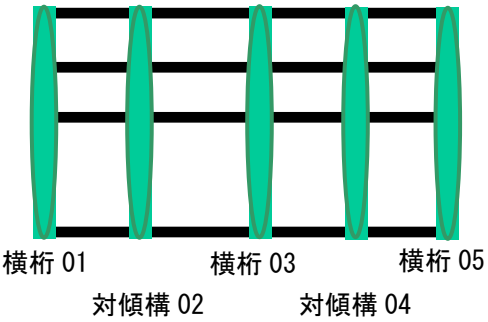

【横構、床版】

主桁によって分割された部材を最小評価単位とする。

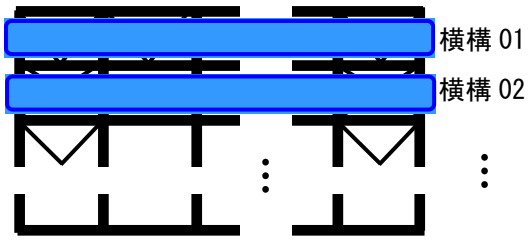

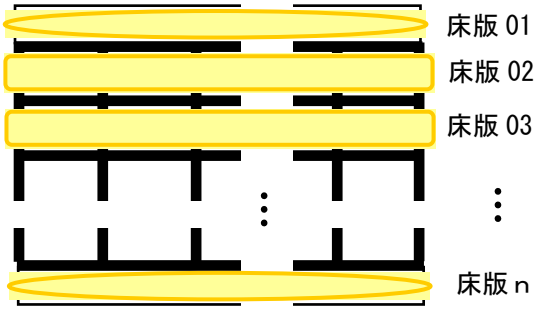

【下部工、支承、伸縮装置】

１基を最小評価単位とする。

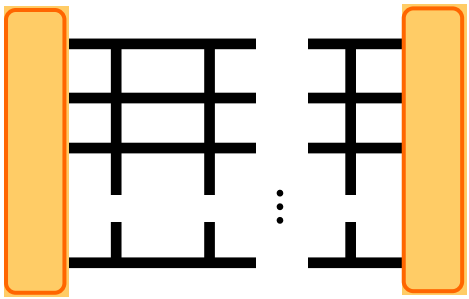

橋台 01
伸縮装置 01

橋脚 01
橋台 02
伸縮装置 02

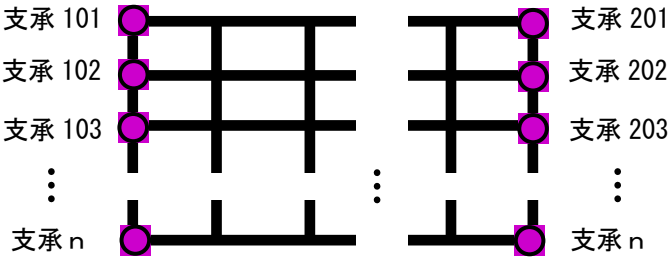

【落橋防止システム】

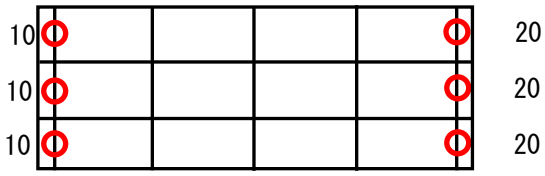

【高欄、防護柵、地覆、縁石、遮音施設】

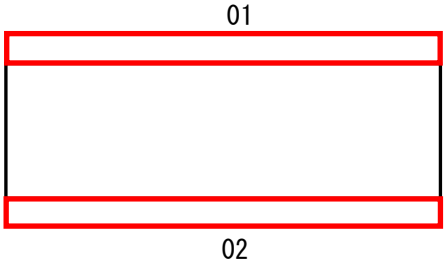

【中央分離帯】

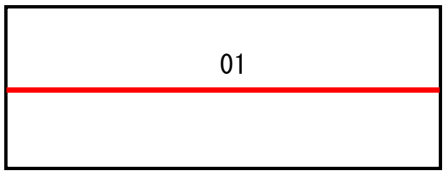

【舗装】

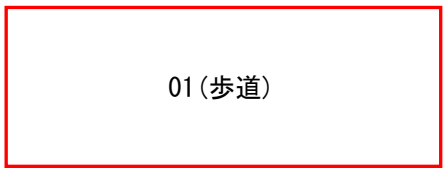

【排水施設】

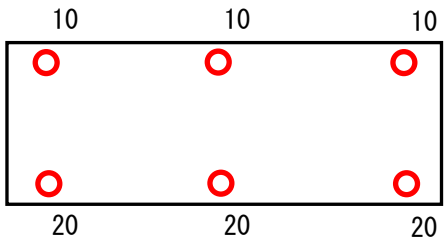

【点検施設、添架物】

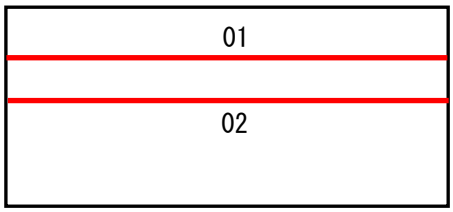

部材番号図の作成例

主桁

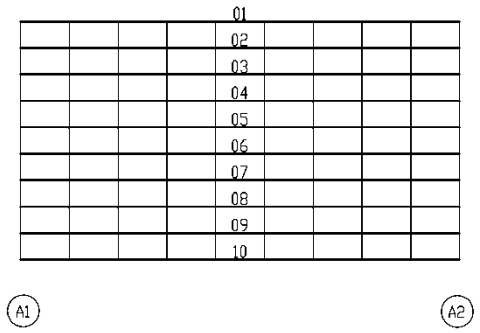

縦桁

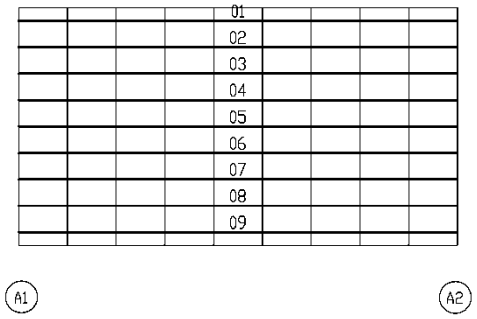

横桁

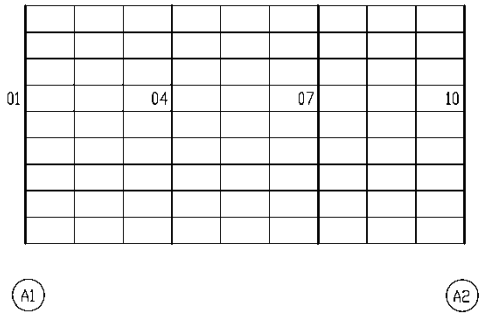

対傾構

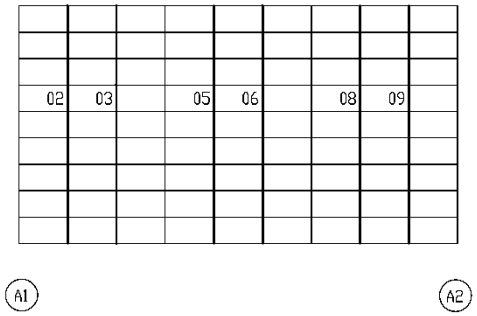

下横構

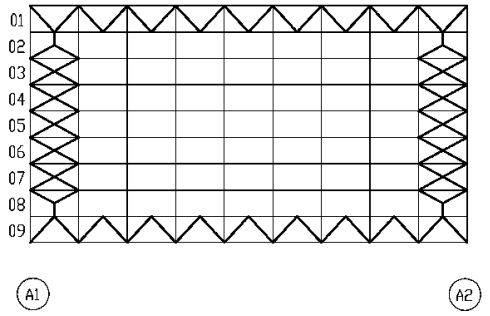

床版

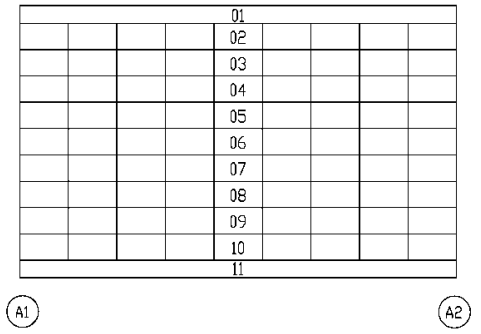

橋台(堅壁、胸壁、翼壁)

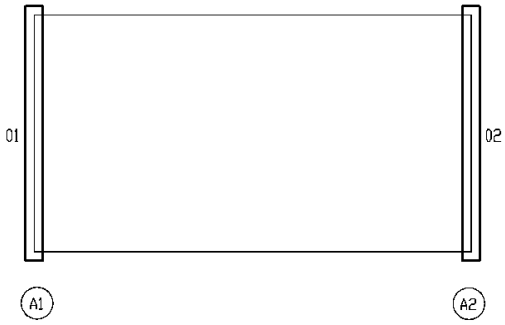

支承

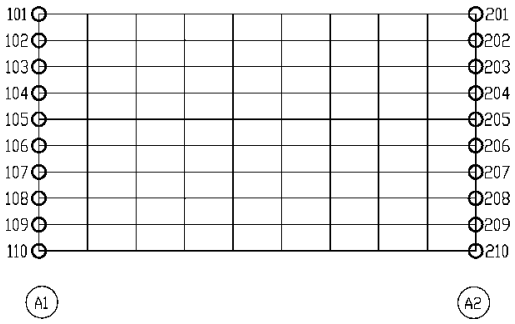

防護柵、地覆、緣石

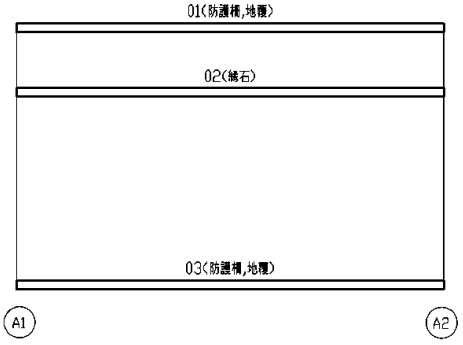

舗装

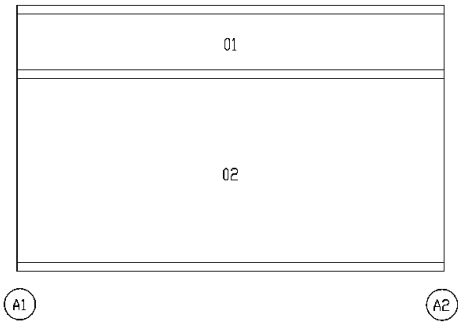

排水施設(排水桝、排水管)

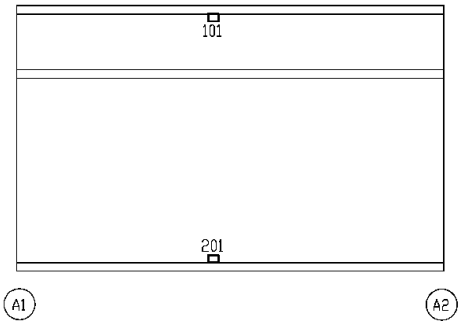

（6）　<u>「点検調書（その５）損傷図」の記入要領</u>

本調書では、歩道橋単位で損傷の概要を図示する。

調書の記入要領は、以下のとおりとする。

⑴ 対象歩道橋の部位・部材の損傷の種類・程度や箇所などを径間毎に整理する。

⑵「損傷図」：径間別一般図に、部材名称、要素番号、損傷種類番号・損傷名、損傷程度の評価区分記号の順序で記入する（「部材名称」は、「(5)「点検調書（その４）要素番号図及び部材番号図」の記入要領　付表１」を、「損傷種類番号・損傷名」及び「損傷程度の評価区分記号」は、「付録-１　詳細点検損傷評価基準」を参照）。

また、各損傷箇所に対応した写真の番号（「損傷写真」シートの写真番号）を記入する。

なお、記入には、以下の凡例の内容を損傷図に添付し、参考としても良い。

損傷の種類	表　　示	損傷の種類	表　　示
ひび割れ		遊離石灰	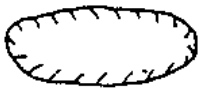
剥離		漏水	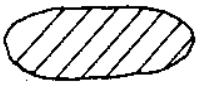
鉄筋露出		その他	

点検の結果は、単に損傷の大小という情報だけではなく、効率的な維持管理を行うための基礎的な情報として様々な形で利用される。例えば、ひび割れ状況をもとにアルカリ骨材反応を検討したり、亀裂の発生箇所周辺の損傷状況をもとに損傷原因を考察したりする場合には、損傷図が重要な情報源となる。

したがって、損傷程度を適切な方法で詳細に記録しなければならない。損傷状況を示す情報のうち、定性的な評価基準（付録-１）を用いて損傷の程度を表せない情報は、本点検調書上で、損傷図や文章等を用いて記録することとする。

以下に、定性的な評価基準で損傷程度を表せない情報に対する記録方法例を示す。

- コンクリート部材におけるひび割れの状況のスケッチ
  （スケッチには、主要な寸法も併記する）
- コンクリート部材における浮き、剥離、変色等の変状箇所および範囲のスケッチ
- 鋼製部材の亀裂発生位置、進展の状況のスケッチ
- 鋼製部材の変形の位置や状況のスケッチ
- 漏水箇所など変状の発生位置
- 異常音や振動など写真では記録できない損傷の記述
- 損傷図におけるひび割れなどの状況図は、「代表損傷の状態」および「全体的な損傷状況」が把握可能なよう留意し、全体的な損傷の拡がりが把握できるように作成す

ること。また損傷図には、ひび割れ幅および長さを記入すること。

・床版の損傷図など、グループ分けできる要素がある場合には、下記要領で損傷図を作成する。ただし、詳細調査「④ＲＣ床版ひび割れ調査」の対象となっている場合には全パネルの損傷図を作成する。

★ 損傷程度の評価毎に代表パネルのひび割れ図を作成する。

★ 代表パネル以外の損傷については、パネルの損傷度と写真のみを記録する。

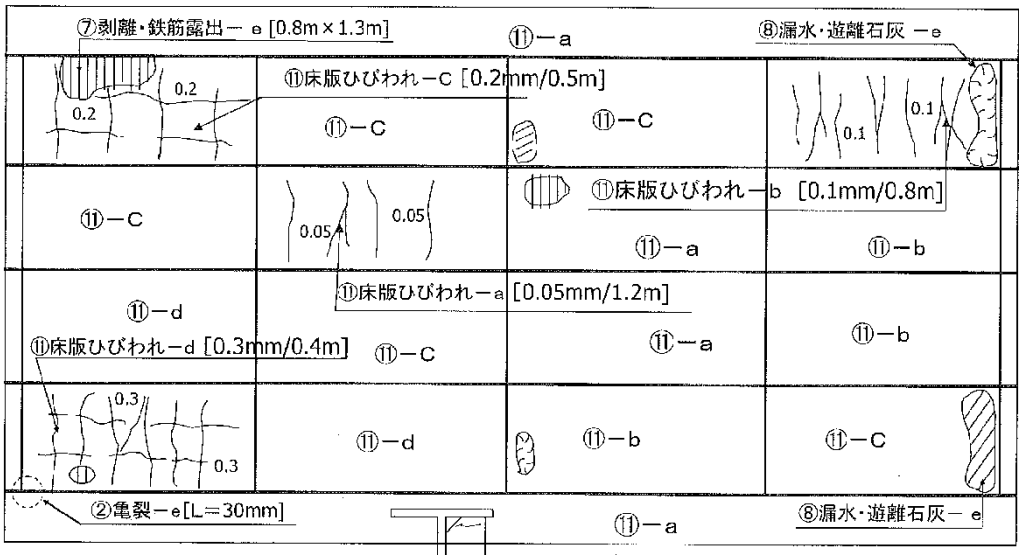

図　損傷図作成の模範例（橋梁定期点検要領（案）、国土交通省、H16.3 より）

点検調書（その5）　損傷図	径間番号	1

緯度	34° 43′ 47″	横断歩道橋ID	34.7297222 ,135.515556
経度	135° 30′ 56″		

フリガナ 名　称	ｸﾆｼﾞﾏﾙﾄﾞｳｷｮｳ 柴島歩道橋		路線名	府道大阪高槻京都線		管　轄	大阪市	管理番号	=①国1!BC5
所在地	自	東淀川区柴島3丁目	距離標	自	－		十三工営所	調書更新年月日	2017年1月19日
	至	東淀川区柴島3丁目		至	－			最新点検年月日	2016年10月16日

損傷図

BR- 1　　損傷図- 橋面

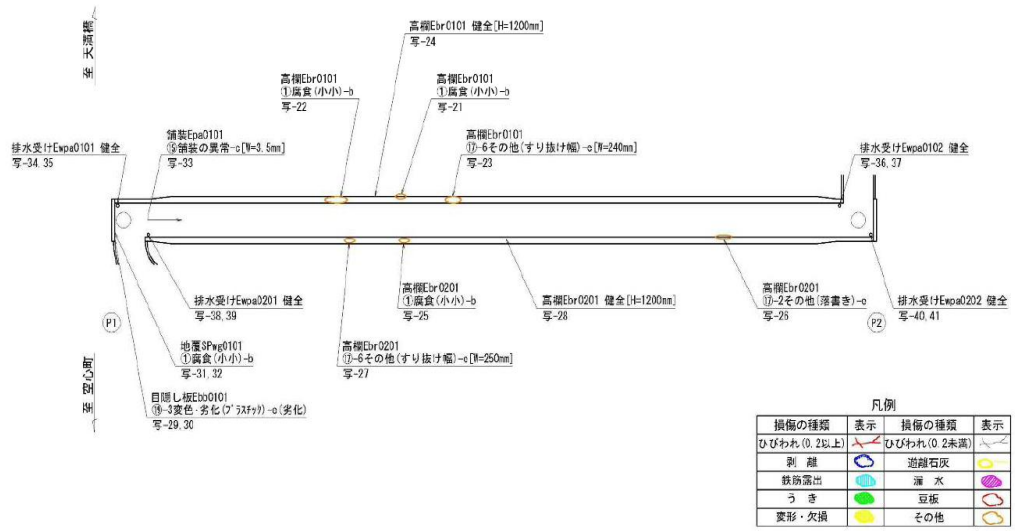

（7）　「点検調書（その6）　損傷写真」記入要領

本調書では、点検の結果、把握された損傷写真などを径間毎に整理する。

また、「４.その他注意すべきポイント （２）特殊形式の橋梁と重要部材の点検について」に示す箇所（支承やゲルバーのヒンジ部等）は、点検実施時に損傷の有無に係わらず部材毎に最低１枚の写真を撮影する。また損傷についても、代表的な損傷だけではなく、全ての損傷写真を撮影し調書に整理することとする。

損傷写真シートの記入要領は、以下のとおりとする。

- 下記の項目以外については、橋梁管理システムのデータなどを活用すること。
- 「写真番号」：写真と対応した番号（１から順に記入。写真は横方向に順に貼付。）
- 「径間番号」：写真に対応した径間番号
- 「部 材 名」　：主桁、床版などの部材名（付表-１「各部材の名称と記号」参照）
- 「部材番号」：損傷部材の番号
- 「損傷の種類」：損傷名（腐食、亀裂等：「付録-１」参照）
- 「損傷程度」：損傷程度の評価区分記号（「付録-１」参照）
- 「撮影年月日」：写真の撮影年月日
- 「メ　モ」：写真内容の補足説明（損傷の大きさ・状態をわかりやすく記述すること。）

なお、貼付写真には、起点・終点の方向を記入する。

また、写真撮影は、できるだけ黒板（下図参照）を入れて撮影することとし、さらにスケールが判るようなものを添えておく。

１．写真番号
２．歩道橋名
３．部材名
４．要素番号
５．損傷の種類及び番号

点検調書（その6）　損傷写真	径 間 番 号	1

緯度	34° 43′ 47″	横断歩道橋ID	34.7297222 ,135.515556
経度	135° 30′ 56″		

フリガナ 名　称	ｸﾆｼﾞﾏﾊﾄﾞｸｷｮｳ 柴島歩道橋	路 線 名	府道大阪高槻京都線	管　轄	大阪市	管理番号	東淀川5
所 在 地	自　東淀川区柴島3丁目	距 離 標	自　－		十三工営所	調書更新年月日	2017年1月19日
	至　東淀川区柴島3丁目		至　－			最新点検年月日	2016年10月16日

損傷写真

写真番号	1	径間番号	1	撮影年月日	2016/10/16	写真番号		径間番号		撮影年月日	
部材名	主桁	要素番号	0103	メ　モ		部材名		要素番号		メ　モ	
損傷の種類		損傷程度		健全		損傷の種類		損傷程度			

写真番号	2-1	径間番号	1	撮影年月日	2011/9/1	写真番号	2-2	径間番号	1	撮影年月日	2016/10/16
部材名	主桁	要素番号	0201	メ　モ		部材名	主桁	要素番号	0201	メ　モ	
損傷の種類	腐食	損傷程度	e	前回(H23)点検結果 腐食-■　写真-1'		損傷の種類	腐食	損傷程度	a	補修済	

（8）　<u>「点検調書（その7）損傷程度の評価記入表（主要部材）」記入要領</u>

本調書では、点検の結果、「点検調書（その5）損傷図」「点検調書（その6）損傷写真」にて、把握された調書をもとに整理する。シートの記入要領は、以下のとおりとする。

点検調書（その7）　損傷程度の評価記入表（主要部材）	径間番号	1

緯度	34°43′47″	横断歩道橋ID	34.7297222 ,135.515556
経度	135°30′56″		

フリガナ 名称	ｸﾆｼﾞﾏﾊﾏﾄﾞｳｷｮｳ 柴島歩道橋		路線名	府道大阪高槻京都線		管轄	大阪市	管理番号	東淀川5
所在地	自	東淀川区柴島3丁目	距離標	自	－		十三工営所	調書更新年月日	2017年1月19日
	至	東淀川区柴島3丁目		至	－			最新点検年月日	2016年10月16日

工種	材料	部材種別			損傷程度			損傷ﾊﾟﾀｰﾝ	損傷の種類	分類
		名称	記号	要素番号	損傷程度の評価	定量的に取得した値	単位			
S	S	主桁	SPmg	0109	e				その他（落書き）	6
S	S	主桁	SPmg	0111	e				その他（落書き）	6
S	S	床板	SPds	0102	b				腐食	

（9）　<u>「点検調書（その8）損傷程度の評価記入表（点検調書（その7）に記載以外の部材）」記入要領</u>

本調書では、（8）同様に、主要部材以外の部材について整理する。

シートの記入要領は、以下のとおりとする。

点検調書（その8）　損傷程度の評価記入表（点検調書（その7）に記載以外の部材）	径間番号	1

緯度	34°43′47″	横断歩道橋ID	34.7297222 ,135.515556
経度	135°30′56″		

フリガナ 名称	ｸﾆｼﾞﾏﾊﾏﾄﾞｳｷｮｳ 柴島歩道橋		路線名	府道大阪高槻京都線		管轄	大阪市	管理番号	東淀川5
所在地	自	東淀川区柴島3丁目	距離標	自	－		十三工営所	調書更新年月日	2017年1月19日
	至	東淀川区柴島3丁目		至	－			最新点検年月日	2016年10月16日

工種	材料	部材種別			損傷程度			損傷ﾊﾟﾀｰﾝ	損傷の種類	分類
		名称	記号	要素番号	損傷程度の評価	定量的に取得した値	単位			
P	C	根巻コンクリート	Sbco	0101	b	W=0.1, L=150	mm		ひびわれ	

（10） 「点検調書（その９）対策区分判定結果（主要部材）」記入要領

本調書では、「点検調書（その７）損傷程度の評価記入表（主要部材）」にて、取りまとめたものをもとに、本市職員と受託者とで合同で開催される「Ｅ判定会議」で決定された損傷対策判定結果を反映して整理する。シートの記入要領は、以下のとおりとする。

点検調書(その9) 対策区分判定結果（主要部材）	径間番号	5

緯度	34° 43′ 31″	横断歩道橋ID	34.7252777,135.5036111
経度	135° 30′ 13″		

フリガナ 名称	ｹﾆｼﾞﾏﾆｼﾎﾄﾞｳｷｮｳ 柴島西歩道橋	路線名	西淡路南方線			管轄	大阪市	管理番号	東淀5
所在地	自 東淀川区柴島1丁目	距離標	自	－			十三工営所	調書更新年月日	2019年3月7日
	至 東淀川区柴島1丁目		至	－				最新点検年月日	2018年11月16日

工種	材料	部材種別 名称	記号	部材番号	損傷の程度 最大	最小	対策区分 補修等の必要性 区分Bの損傷	区分C1の損傷	区分C2の損傷	更新	維持工事で対応する必要性 区分Mの損傷	緊急対応の必要性 区分Eの損傷 区分E1の損傷	更新	区分E2の損傷	詳細調査の必要性 区分S1の損傷	区分S2の損傷	診断結果 原因 確定	推定	健全度（部材単位）	所見
S	S	主桁	SPmg	02	d	d	腐食										⑥材料劣化		Ⅰ	経年劣化による腐食が見られる
A	C	橋台	Sab	02	c	c	剥離・鉄筋露出										⑥材料劣化		Ⅰ	経年劣化による剥離が見られる
A	C	橋台	Sab	02	e	e	うき										⑥材料劣化		Ⅰ	経年劣化によるうきが見られる
A	C	橋台	Sab	02	e	e					その他						⑩その他		Ⅱ	土砂堆積

（11） 「点検調書（その 10）対策区分判定結果（点検調書（その９）に記載以外の部材）」記入要領

本調書では、（9）同様に、主要部材以外の部材について整理する。

シートの記入要領は、以下のとおりとする。

点検調書(その10) 対策区分判定結果（点検調書(その9)に記載以外の部材）	径間番号	1

緯度	34° 43′ 31″	横断歩道橋ID	34.7252777,135.5036111
経度	135° 30′ 13″		

フリガナ 名称	ｹﾆｼﾞﾏﾆｼﾎﾄﾞｳｷｮｳ 柴島西歩道橋	路線名	西淡路南方線			管轄	大阪市	管理番号	東淀5
所在地	自 東淀川区柴島1丁目	距離標	自	－			十三工営所	調書更新年月日	2019年3月7日
	至 東淀川区柴島1丁目		至	－				最新点検年月日	2018年11月16日

工種	材料	部材種別 名称	記号	損傷の程度 最大	最小	対策区分 補修等の必要性 区分Bの損傷	区分C1の損傷	区分C2の損傷	維持工事で対応する必要性 区分Mの損傷	緊急対応の必要性 区分Eの損傷 区分E1の損傷	区分E2の損傷	詳細調査の必要性 区分S1の損傷	区分S2の損傷	健全度（部材単位）	検査結果 所見
R	S	地覆	Swg	d	d	腐食								Ⅰ	経年劣化による腐食が見られる
B	S	支承	SBsh	b	b	腐食								Ⅰ	経年劣化による腐食が見られる
B	S	落橋防止構造	SBpr	b	b	腐食								Ⅰ	経年劣化による腐食が見られる
R	S	高欄	Ebr	c	c	腐食								Ⅰ	経年劣化による腐食が見られる
R	S	排水受け	Ewpa	d	c	腐食								Ⅰ	経年劣化による腐食が見られる
R	X	舗装	Epa	e	e	舗装の異常								Ⅰ	経年劣化による舗装の異常が見られる
R	S	目隠し板	Ebb	b	b	腐食								Ⅰ	経年劣化による腐食が見られる
R	S	目隠し板	Ebb	e	e				その他					Ⅱ	落書き

（12） 「Ｅ判定会議」記入要領

・結果シートには、Ｅ判定会議にて対策区分を選定された「ｄ」,「ｅ」ランクのみを記載する。

（経過観察となったｄランク損傷のみの歩道橋については、提出成果品からは削除する）

・【損傷写真メモ】にＥ判定会議の結果としての対策区分番号を記載する。

『対策区分番号』（「ｄ」・「ｅ」判定共通）

ⅰ・・・緊急補修を要する損傷（第三者被害の可能性がある等）

ⅱ・・・補修対応（概ね５年後の定期点検までに補修等を実施）

ⅲ・・・経過観察（概ね５年後の定期点検までに補修の必要がない損傷）

・結果シート下方の「損傷の種類」は、オレンジ色のセル部分については、各損傷写真に記載されている、損傷の種類について「緊急補修(1)、補修(2)、設計(3)」のものについて転記するものとする。

・右側の黄色のセルは、損傷度評価に対策区分を加えたもの（例：「eⅱ」など）を記載するものとする。

・考えられる原因、対策工法（案）は、Ｅ判定会議で議論した損傷原因や、対策方法や、考えられる現実的な補修対策工法を記載するものとする。
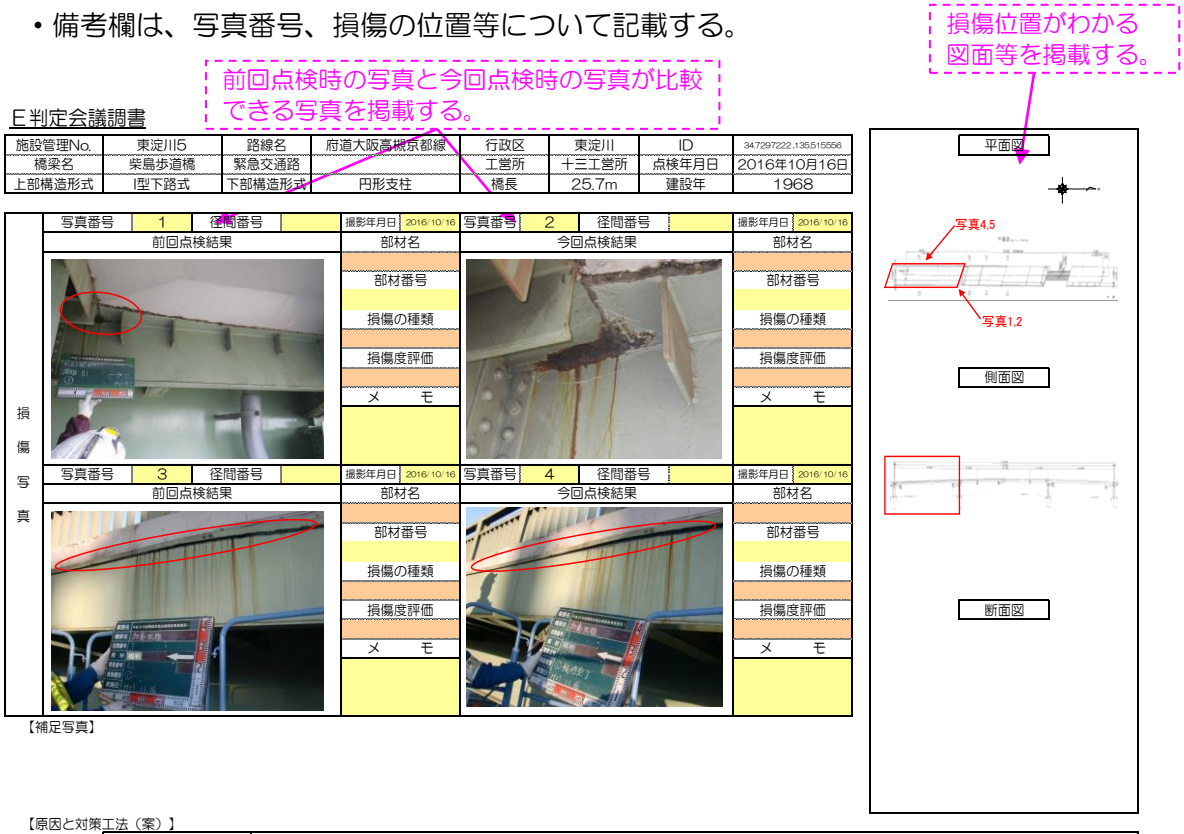
・備考欄は、写真番号、損傷の位置等について記載する。